



国民健康保険のお知らせ

国民 健康保険特別会計は、例年6月の市議会に補正予算を提出しています。

これは、前年度の決算見込額が明らかになる5月に、あらためて当該年度の予算額を算定するためです。

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担などの収入により運営されています。

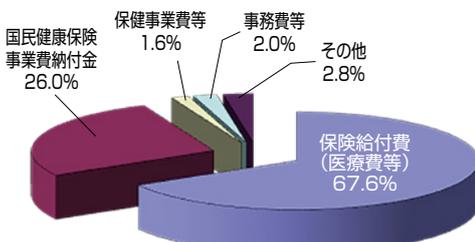
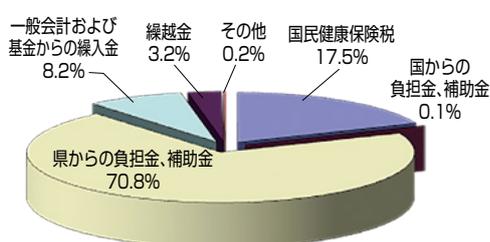
市町村の保険給付に必要な費用は、県からの交付金によって賄われ、市町村は、県に対して国保事業費納付金を納付しています。(二本松市の状況は【表①】の予算とお

このため、国民健康保険の税率(表②)は、県への納付金の額から公費負担などの収入を差し引いた分を賄えるように決定することになります。昨年度の歳入歳出差引額は、約1億7千万円の黒字が見込まれていますが、医療の高度化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、国民健康保険の運営は、余裕

のある状況ではなく、今後も、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことにより、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めます。

【表①】国民健康保険特別会計 令和3年度予算(本算定)決定 総額54億2,330万1千円

歳入 歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は18%で、予算額は9億5,043万4千円。
歳出 歳出総額に占める保険給付費(医療費等)の予算額は36億6,448万9千円で、全体の68%。



【表②】令和3年度 国民健康保険税の税率等

※()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値。

	①医療分 (基礎課税分)	②後期高齢者 支援金分	③介護 納付金分
所得割額	6.59% (▲0.36%)	2.91% (▲0.04%)	3.55% (+0.58%)
一人当たりの均等割額	22,100円 (▲700円)	9,400円 (±0円)	13,000円 (+1,900円)
世帯当たりの平等割額	15,700円 (▲900円)	6,700円 (±0円)	6,500円 (+900円)
世帯当たりの課税限度額	630,000円 (±0円)	190,000円 (±0円)	170,000円 (±0円)

年齢ごとの納付内訳

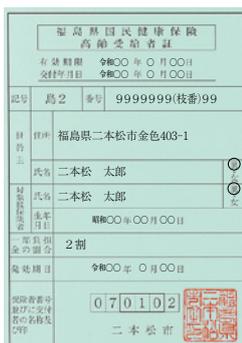
国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります(左の表の①～③で表記すると次のとおり)。

40歳未満…①+②
40～64歳…①+②+③
65～74歳…①+②※介護納付金分は別に納付

国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険加入中の70歳から74歳の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診する場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。



限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっています。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、現在手元にある限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証をお持ちの上、交付申請をしてください。

二本松市では、子育て世帯の負担を軽減するために、達する(18歳までの)子どもを全額減免しています!



まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示することで、医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、必要な場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

◎問い合わせ:
・資格、給付
国民年金課国民年金係
☎(55)5106
Fax(22)1547

・課税額など
税務課市民税係
☎(55)5085
Fax(22)0790

・納税など
税務課収納係
☎(55)5087
Fax(22)0790



後期高齢者医療制度のお知らせ

令和3年度後期高齢者医療保険料額の決定通知

後期

高齢者医療制度の被保険者に、令和3年6月21日までに

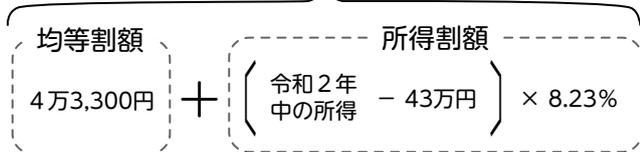
3年6月21日までに、令和3年6月21日までに、保険料額決定通知書を送付しています。

その後、75歳になった方や住所を異動した方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の算出方法

令和2年中の所得等をもとに算出されます。(左の表のとおり)

年間保険料 (上限64万円 ※昨年度と同じ)



●保険料の軽減

『所得の低い世帯の方』

所得が一定の基準額以下の場合、均等割額が2割、5割、7割まで軽減されます。

『被扶養者だった方』

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、加入日から2年間で、所得割額が賦課されず、均等割額が5割軽減されます。

※他の軽減にも該当する方については、軽減割合の高い方が適用されます。

●保険料の納付方法

『特別徴収』

年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更を希望する方は、国保年金課または各支所で手続きしてください。

『普通徴収』

□座振替や指定金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに納付してください。

※便利な□座振替を希望される方は、金融機関窓口で手続きをしてください。

※すでに国保税で□座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の□座振替を希望する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

『被保険者証』の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい被保険者証は7月末日までに郵送していただきますので、8月1日からは新しい被保険者証(オレンジ色)を使用してください。

新しく被保険者証が届いたら、窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割)を確認ください。

なお、収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

- 被保険者が1人の世帯の場合
- 被保険者の方の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳から74歳の方の合計収入額が520万円未満。

被保険者が2人以上いる世帯の場合

被保険者の方の合計収入額が520万円未満。

『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事が減額される「限度額認定証」・「減額認定証」の有効期限も、7月31日までとなっています。

減額認定証をお持ちの方は、8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送しますので、交付申請は不要です。

●返却を忘れずに

有効期限が切れた被保険者証および各認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

『後期健診』を受診する方へ

後期高齢者健康診査の対象者は、「健診日」に後期高齢者医療に加入している方となっております。

また、受診の際に受診券・受診録・被保険者証が必要になりますので忘れずに持参してください。

なお、後期健診の受診券・受診録が届いていない場合には、下記までお問い合わせください。

『後期歯科検診』の実施

昭和19年4月2日から昭和21年4月1日生まれの方(昨年度実施者は除く)を対象に、歯科口腔健康診査を実施しています。後期高齢者医療広域連合から案内状が届いている方は、事前に歯科医療機関を予約し、11月30日までに受診してください。



医療費が高額にかかった時のために

●事前に高額療養費の受給手続きをしましょう

高額療養費の振込口座を登録しておく、急な入院などで1カ月の医療費が高額になったときに、かかった医療費の一部が戻ってくる場合があります。一度、振込口座の登録をすると次回からは自動的に限度額を超えた分が口座に振り込まれますので、必ず事前に手続きしましょう。

◎問い合わせ

国保年金課医療給付係

☎(55) 5107

Fax (22) 1547